

令和2年3月31日

保安第4317号

警察本部長

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例関係事務  
取扱要領の制定について（通達）

（概要）

本通達は、埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和2年埼玉県条例第29号）及び同条例施行規則（令和2年埼玉県公安委員会規則第5号）に基づき、届出受理の事務処理要領等について定めている。